

災害拠点病院（地域災害医療センター）の指定について（案）

【新たに指定する施設】

春日井市民病院

所在地：春日井市鷹来町1-1-1
開設者：春日井市
病床数：556

【指定年月日】

平成22年3月31日（水）

【指定の理由】

災害時の医療支援機能を確保するため

【春日井小牧広域二次救急医療圏】

	地域中核災害医療センター	地域災害医療センター	人口/病院
現 状	小牧市民病院	なし	451,524人
変更後	小牧市民病院	春日井市民病院	225,762人

【審議日程】

愛知県災害医療対策協議会	平成22年1月25日（月）
尾張北部圏域保健医療福祉推進会議	平成22年2月24日（水）
愛知県医療審議会医療対策部会	平成22年3月19日（金）

春日井市民病院の施設・設備の整備状況

災害拠点病院指定基準	有無	詳細状況
(1)災害拠点病院として必要な施設	◎	
救急診療に必要な診療棟(集中治療室等)	有	
簡易ベッド及び備蓄倉庫	有 有	ベッド25台 倉庫45m ²
災害時の重症患者を応急的に収容する十分な広さの講堂、会議室等	有	185m ² 25ベッド分
診療に必要な施設が耐震構造となっていること	有	
自家発電装置、受水槽等による生活必需基盤の維持機能	有	3.5日
非常時に使用可能なヘリコプターの離発着場	有	敷地外
(2)災害拠点病院として必要な設備	○	
広域災害・救急医療情報システムの端末	有	
多発外傷、広範囲熱症等の救命医療を行うために必要な診療設備	無	
患者の多数発生時用の簡易ベッド	有	25台
被災地における応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機	有	
(3)災害拠点病院が有する災害医療支援機能	◎	
患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能	有	搬送車1台
自己完結型の医療救護チームの派遣機能	有	派遣車両1台
地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能	有	備蓄品有

愛知県災害拠点病院設置要綱

(目的)

第1条 災害時における愛知県の医療救護活動の拠点となる病院（以下「災害拠点病院」という。）を設置し、被災現場において応急救護を行う救護所や救急病院、救急診療所等との円滑な連携のもとに、災害時における重症患者の適切な医療を確保することを目的とする。

(災害拠点病院の指定)

第2条 災害拠点病院は知事が指定する。

2 指定にあたっては、別に定める愛知県災害医療対策協議会の協議を経た上で、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会医療対策部会の意見を聴くものとする。

(災害拠点病院の指定基準)

第3条 災害拠点病院の指定基準は、国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」(H8. 5. 10 健政発第435号)を基本とし、原則として救命救急センター及びこれに準じる公的病院であって、災害拠点病院として必要な施設・設備を備え、災害医療支援機能を有する病院から選定する。

(1) 災害拠点病院として必要な施設

- ア 病棟(病室、集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、エックス線室、手術室、人工透析室等)及び簡易ベッド等の備蓄倉庫
- イ 災害時の重症患者を応急的に収容するに十分な広さの講堂、会議室、廊下等
- ウ 診療に必要な施設が耐震構造であること
- エ 自家発電装置、受水槽等による生活必需基盤の維持機能
- オ 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。
やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常時にも使用可能な離発着場を確保すること。

(2) 災害拠点病院として必要な設備

- ア 広域災害・救急医療情報システムの端末
- イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- ウ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- エ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機等

(3) 災害拠点病院が有する災害医療支援機能

- ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能

- イ 患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- エ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能

(災害拠点病院の構成)

第4条 災害拠点病院は、基幹災害医療センター、地域中核災害医療センター及び地域災害医療センターにより構成する。

- (1) 基幹災害医療センターは、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、地域災害医療センターの機能のほか、県下全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能を有するものとする。
- (2) 地域中核災害医療センターは、原則として、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、広域二次救急医療圏の中核医療機関として当該地域の災害拠点病院のとりまとめのほか、当該地域の災害医療体制を強化する機能を有するものとする。
- (3) 地域災害医療センターは、(1)、(2)以外の災害拠点病院とする。

(災害拠点病院の運営)

第5条 災害拠点病院は、常に、第3条に定める施設・設備を備え、災害医療支援機能を有するよう努めなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。